

# 電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と

## 組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書

2008年6月10日

参議院議長 江田五月 様

陳情者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館21号室

電話&FAX 03-5212-4611

### 陳情趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク（以後、NPOテクノロジー犯罪被害ネットワークと称する）は、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使って特定個人の精神・身体を攻撃する犯罪（以後、テクノロジー犯罪と称する）、および不特定多数あるいは特定少数による人的嫌がらせ犯罪（以後、嫌がらせ犯罪と称する）を解決すべく取り組んでまいりました。この10年間で500名に迫る被害者を確認し、その居住県から、全国的広がりがあることが分かってまいりました。また、定例会、相談会、アンケート調査（240名）を実施して被害実態の把握に努めてまいりました。アンケート調査の結果は『被害者240名アンケート調査結果報告書』にまとめて添付致しました。またアンケート調査結果に基づいて「テクノロジー犯罪被害フォーラム」を昨年8月6日（月）東京で、本年3月2日（日）大阪で開催し、一般の皆様はこの犯罪をご理解頂くための啓蒙活動を行ってまいりました。ここに東京フォーラムを記録したDVDを添付致しましたので合わせて参考にして頂きたくお願い申し上げます。これら調査・集計の結果、テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪に確信がもてるようになりました。その確かな犯罪事実は以下であります。

### 犯罪事実

(1) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうことができるテクノロジーが使われています。

(2) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の生理機能から運動機能、五感、感情、三欲、さらには思惟活動まで影響を及ぼすことができるテクノロジーが使われています。

(3) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で声・音を聞かせるテクノロジーが使われています。

(4) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で映像を見せるテクノロジーが使われています。

(5) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われています。

(6) テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第でいかようにもアレンジでき、しかも24時間365日、日本中どこへ移動しようがその影響下に置くことができるようにシステム化・ネットワーク化されていると考えられます。

(7) テクノロジー犯罪には嫌がらせ犯罪が伴っています。

(8) 嫌がらせ犯罪は、詳細な打ち合わせがなければ行えないことから、それを計画し、実行する組織が被害者の周辺に存在しなければできない犯罪です。

(9) 嫌がらせ犯罪は他地域に移動しても行われることから、上記組織が各地に存在し(各自治体単位)、組織間の連絡網が完備していると考えられます。

(10) 嫌がらせ犯罪は、被害者を絶えず監視していなければ行えないことから、最先端の監視テクノロジー(盗聴・盗撮テクノロジー)が使われていると考えられます。

(11) 嫌がらせ犯罪と同時にテクノロジー犯罪を仕掛けてダメージを倍化させる手法が採られていることから、両犯罪を計画して実行する組織は同一か密接な関係があることが考えられます。

(12) テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の対象者は老若男女を問いません。子供の頃からの被害者も多く存在します。

(13) テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪は30年を越える歴史があると考えられます。

(14) テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪、どちらも突然畳み掛けられた場合、パニックに陥っておかしくない攻撃であります。パニックに陥ることがむしろ人間の自然であります。そのような被害者の受け入れ場所として精神病院が位置づけられ定着しようとしています。これは正しい対処の仕方ではありません。この精神病院への位置づけにも作為が働いていることが考えられます。

(15) 両犯罪により、個人破壊はもちろん、家族破壊、組織破壊、社会破壊、国家破壊が可能であります。

以上確かな犯罪事実を列記致しましたが、テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の被害者は被害を認識できた人だけではないことが考えられます。今日社会問題化

している、ひきこもり・自殺者の増加、異常な殺人事件等重犯罪の増加、うつ病・統合失調症など精神疾患の増加等は、この問題を知らなければ正しく理解できないものと考えます。これらの点から、その方々も被害者に含めると犯罪事実はさらに増え、被害者数も激増することになります。また、テクノロジー犯罪被害者でありながら被害を認識していない潜在的被害者、口外できない恥ずかしい被害を受けている被害者、精神疾患と誤解されるのを恐れて表に出さないでいる被害者の存在も考えられます。以上のことから、相当数の国民がテクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の標的とされていることが考えられ、これは国民的問題と捉えて対処されるべき問題であります。

かかる重大問題への対処の仕方ではありますが、両犯罪は個人でできる犯罪ではなく、組織によって行われていることは間違いありません。組織犯罪対策法が適用できる犯罪であります。また、両犯罪によって、個人破壊、家族破壊、組織破壊、社会破壊、国家破壊が可能でありますことから、破壊活動防止法が適用されるべき犯罪でもあります。両犯罪を実行する人的組織とテクノロジーのネットワークの全国的定着は、全国民が破壊活動の標的となることを許すことでもあります。今世界的にテロ対策が重要な課題となっておりますが、テロ対策に本当に取り組んでいるなら、真っ先にその対象とされておかしくない犯罪であります。それほどの極悪犯罪でありますから、参議院を挙げて、両犯罪の撲滅に取り組んで頂きたく切にお願い申し上げます。参議院および参議院議員には国政調査権という特権が与えられております。その特権を十二分に活用して以下の項目を是非とも究明して頂きますようお願い申し上げます。またテクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪から国民を守るために適切な法整備を方々お願い申し上げます。具体的には、下記事項を一刻も早く実施して、テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪を撲滅して頂きますよう陳情致します。

## 陳情項目

1. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうことができるテクノロジーが使われています。これには、特定個人を識別するテクノロジー、またどこへ移動してもつきまとうことができるテクノロジーがあって可能なことでもあります。特定個人を識別する技術としてインプラントの可能性が考えられますが、他の方法もあるのか、また絶えずつきまとう技術として人工衛星の利用、携帯基地局など電波送受信塔の利用が考えられます。この特定個人を四六時中つきまとうテクノロジーの開発の経緯と現状を、国政調査権をもって調査して、その結果を公開願います。
2. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の生理機能から運動機能、五感、感情、三欲、さらには思惟活動まで影響を及ぼすことができるテクノロジーが使われています。被害者証言から、現代のテクノロジー

一は人間のあらゆる機能を、外部から、見えない方法で、コントロールできるまでになっていると考えられます。これには長年月をかけた人体実験を含めた研究開発があって可能となることでありますから、その研究開発の経緯と現状を、国政調査権をもって調査して、その結果を公開願います。

3. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で声・音を聞かせるテクノロジーが使われています。多くの声被害者が声の主と会話ができる、あるいは考えたことに対してすぐ返事が返ってくると証言しており、これは人間とコンピューターをつなぐテクノロジーがあって可能となる現象と考えます。この面でのテクノロジーの開発の経緯と現状を、国政調査権をもって調査して、その結果を公開願います。
4. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で映像を見せるテクノロジーが使われています。これは上記声被害と同様に、頭の中に直接送り込まれる映像送信でありますことから、脳研究、映像送受信技術の最先端の技術があって可能な現象と考えます。その面での開発の経緯と現状を、国政調査権をもって調査して、その結果を公開願います。
5. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われています。これには特定個人の動きだけでなく、攻撃する各部位の位置まで把握していなければなりません。そして動いているターゲットに狙いをすませて攻撃する技術がなければなりません。さらにはどのような痛みを与えるか、痛みを与える技術、言い換えると拷問テクノロジーの開発がなければできないことであります。そのようなテクノロジー開発の経緯と現状を、国政調査権をもって調査して、その結果を公開願います。
6. テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第でいかようにもアレンジでき、しかも24時間365日、日本中どこへ移動しようがその影響下に置くことができるようにシステム化・ネットワーク化されていると考えられます。このことから各地にテクノロジー犯罪を行うために設けられた設備やそれを扱う実行拠点が、本部と連絡を取って犯行に及んでいることが考えられます。この全国的に施設された設備とそれを扱う実行拠点、および全国を取りまとめる本部機能設立の経緯と現状を、国政調査権をもって調査して、その結果を公開願います。
7. 上記テクノロジー犯罪から国民を守るための法整備を早急にお願ひ致します。
8. テクノロジー犯罪には嫌がらせ犯罪が伴っています。嫌がらせ犯罪は、詳細な打ち合わせがなければ行えないことから、それを計画し、実行する組織が被害者の周辺に存在しなければできない犯罪であります。また、嫌がらせ犯罪は他地域に移動しても行われることから、同様の組織が各地に存在していなければなりません。そして全国の組織を取りまとめる本部組織がどこ

かになければなりません。嫌がらせ犯罪を実行する全国の組織とそれを取りまとめる本部組織設立の経緯と現状を（テクノロジー犯罪実行拠点および本部と同一か？）、国政調査権をもって調査して、その結果を公開願います。

9. 嫌がらせ犯罪を実行するには、監視システムや連絡網が完備していなければできない犯罪であります。その監視システム、連絡網の実態を、国政調査権をもって調査して、その結果を公開願います。
10. 上記嫌がらせ犯罪から国民を守るために適切な法整備を早急にお願ひ致します。
11. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の対象者は老若男女を問いません。子供の頃からの被害者も多く存在します。無実の人間、しかも子供にまで手が出せる意思是恐ろしいもので、この意思の発露は断固として糾明され絶たれるべきであります。この意思の所在を、国政調査権をもって調査して、その結果を公開願います。
12. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪、どちらも突然畳み掛けられた場合、パニックに陥っておかしくない攻撃であります。それがむしろ人間の自然であります。そのような被害者の受け入れ場所として精神病院が位置づけられ定着しようとしています。これは正しい対処の仕方ではありません。この精神病院への位置づけにも作為が働いていることが考えられます。テクノロジーで作られた現象と理解していながら病気扱いするシステムづくりをしている強力な勢力があるように考えます。この点を、国政調査権をもって調査して、その結果を公開願います。
13. 上記両犯罪により、個人破壊はもちろん、家族破壊、組織破壊、社会破壊、国家破壊が可能であります。この点から両犯罪は破壊活動と捉えることができ、破壊活動防止法の適用が適切であります。また、組織犯罪であることも確かですから組織犯罪対策法の適用も可能であります。さらには、テロ行為とも捉えられる凶悪犯罪でありますことから、テロ対策法も適用できる犯罪であります。これら三法が両犯罪に適用されますよう参議院を挙げて政府に働きかけて頂きますようお願い申し上げます。

以上

添付書類・DVD

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 被害者240名アンケート調査結果報告書    | 1部 |
| 2. テクノロジー犯罪被害フォーラム（東京）DVD | 3枚 |
| 3. 配布チラシ                  | 3枚 |